

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882



公的機関で在職者訓練 製造業で利用が増加

公的な職業訓練機関を活用する製造業が増えている。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が全国57カ所で運営する主に製造業向け職業訓練施設「ポリテクセンター」では、旋盤や溶接などの在職者訓練の利用者が急増。2016年度までの5年間で約1.5倍増加した。近年の人手不足で職場内訓

練（OJT）が困難になっていることや、世の中の急速な技術進化に追いつくために技能訓練を受けさせたいと考え、企業がが増えてきていることが背景にある。

厳しいコスト環境の下、廉価な公的機関での在職者訓練の需要は今後も増えると思われる。技術を習得した社員を適所に配属すれば、生産性向上の一助になりそうだ。

業務効率化のアイデア 多様な人材が知恵出し

建設業のJ社は、各事業部出身の社員が業務改革のための専属チームに参加し、業務改善のアイデアを提案する手法で成果を上げた。同社は経営

統合により多様な人材が集まり、出身母体の違いで業務上のルールも違っていた。

実施した業務改革の一つに、「移動事務所車」がある。ワゴン車を改造し、車内後部に作業デスクや簡易型エアコンなどを配置。現場作業に従事する社員が待機時間に簡易オフィスと化した車内で書類作成し、現場から報告書などを提出できる。事務所に戻ってから書類作成をする手間を省くことができ、残業時間削減などの業務効率化を実現した。専属チームは主要事業部門から社員を選抜し、3カ月ごとに交代。各メンバーがそれぞれの経験に基づいて業務改善の方法を考え、これまでに

30件以上のアイデアを提案した。

働く世帯の消費支出 若年層は慎重姿勢

総務省の家計調査によると、2017年の2人以上の勤労世帯の消費額は50～59歳が前年比0.7%増、60歳以上が5.4%増となった。

ただし、40歳未満は前年より減少した。プレミアムフライデーなどの消費拡大策でも若年層の慎重姿勢は残ったまままだ。

2人以上の勤労世帯で50歳以上の消費が増えた背景には、働く女性の増加と株高による資産効果がある。共働きによる世帯収入の増加と子どもへの独立による教育費負担の減少、株の保有率が高い年配の世代が株高の恩恵を受けたことなどが消費に前向きな要因と考えられる。

一方、若年層の消費底上げのためには、賃金上昇のための環境作りなどが求められる。



企業統治指針

上場企業に求める行動規範のこと。コーポレートガバナンス・コードとも呼ばれる。

企業活動の透明性を高めようと、金融庁と東京証券取引所が2015年6月に導入した。全73項目で、株主の権利・平等性の確保、適切な情報開示などについて守るべき原則を示す。強制力はない半面、指針を実施しない企業はその理由を投資家に説明しなければならぬ。

金融庁と東証は企業活動の透明性をより高めるため、今春に指針を改定する予定。欧米に比べて閉鎖的な日本企業の体質を改めるため、社外取締役の割合を増やすことを求める項目などを盛り込む方針。



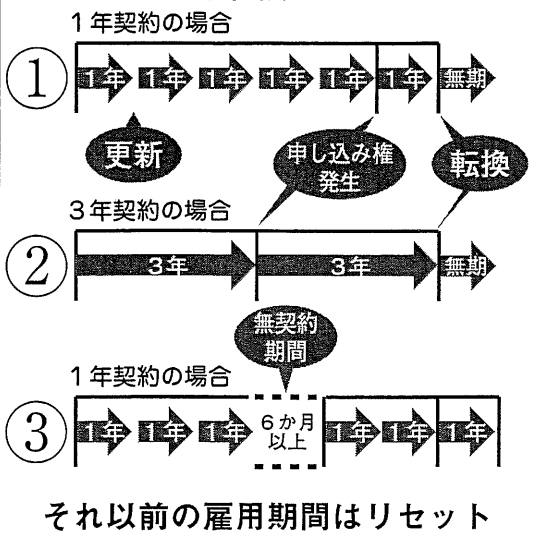
有期雇用労働者の「無期転換ルール」 ―通算5年で無期契約に―

平成30年4月1日よりパートや契約社員など有期雇用労働者の「無期転換ルール」の適用が開始されます。これは有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申し込みによって無期労働契約に転換しなければならないというものです。そこで今回は、有期雇用労働者の「無期転換ルール」の概要について取り上げます。

平成25年の労働契約法の改正により、パート従業員など有期労働契約者が同一の企業との間で通算5年にわたって反復して契約更新を行うと、労働者本人からの申し込みによ

って有期労働契約から無期労働契約へと転換することができます。企業がこの申し込みを断ることは原則禁止されています。改正から5年が経つ今年4月以降には無期転換が本格化するの見込まれています。

・無期転換ルール・



この転換には5年を超えて働けば自動的に転換されるわけではなく、あくまで本人が会社側に申し込むことが必要です。無期転換ルールについて、「誰もが正社員になれる」「全ての労働者を正社員にしなければならない」といった誤解もあります。しかし無期転換で求められるのは、あくまで雇用契約

の期間を有期から無期にすることであり、仕事内容や働き方などは、原則として従来のままとなります。ただしその企業の正規雇用労働者に対して設定されている定年のルールなどを無期転換する労働者に対して適用する必要があるでしょう。

■通算契約期間の計算
図①のケースは、1年契約が5回更新されて通算で5年を超えたために、6年目に入った段階で申し込み権が発生しています。ここで申し込みをした場合には、その契約が満了した翌日から無期契約になります。

図②のケースでは、最初に3年間の契約をして、引き続き3年間の更新をしたため、通算の契約期間が5年を超えることが決まりました。したがってこの段階で無期転換の申し込み権が発生しています。また3ヶ月間は仕事がなかったが、また同じ職場で働くことになったというように、契約と契約の間が空いていた場合には、例えば、1回の契約が1年以上のケースで見ると、契約と契約の間に6ヶ月よりも長い無契約期間がある場合には期間がリセットされます。(図③)。

ただ、通算で5年に達する前に企業が労働者を雇い止める場合には注意が必要です。本間に一定期間し

か労働力が必要ない場合には、雇用契約が満了した時点で、労働者を雇い止めることは合法です。しかし、労働契約法第19条のいわゆる「雇い止め法理」への配慮が必要で

これは契約の上では有期雇用となつていても、実質的には無期雇用と同じ扱いがされていたり、契約更新のための明確な手続きがないままでも何度か契約が繰り返されていた場合などでは、雇用関係の終了が認められない可能性があります。

■無期転換に伴う企業側の対応

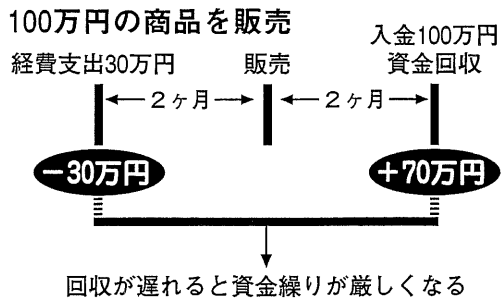
就業規則上で正社員と有期契約の労働者との労働条件や雇用形態の違いを明確化しておく必要があります。これは有期契約の労働者と無期転換を行った労働者の労働条件と雇用契約が同一のままであった場合にトラブルが生じかねないためです。また無期転換者と正社員との間で仕事内容や責任の範囲、労働条件などに違いがないにもかかわらず、両者の評価に差が発生することもトラブルの原因になります。したがって、有期契約の労働者と無期転換した労働者、無期転換した労働者と正社員、それぞれの間の定義や労働条件などの区別が就業規則上で行われていることが好ましいといえます。



売掛金の回収を改善 資金繰りの悪化を防ぐ

不良債権化する前に

売掛金の回収状況の悪化や不良債権化は、中小企業にとって深刻な問題です。資金繰りが悪くなり、最悪の場合は、黒字倒産(帳簿上の収支計算は黒字でありながら倒産する)という事態もあるからです。そのためにも、すぐに対策を打たなければなりません。そこで今回は売掛金の回収を改善するための方策について考えてみます。



売掛金を回収できない限り、いくら数字上は利益が出ていても、それは見せかけに過ぎません。売掛金が現金化されないと、資金繰りに影響が生じます。受注をしても売掛金が回収できな

ければ「儲け」にはならないことを全社員でしっかりと認識しましょう。まず、得意先ごとに売上帳を作成し、その取引先企業

の支払条件と照らし合わせながら売掛金管理をすることが重要です。そして、月に1回は取引先ごとの売掛金の残高や「売上債権年齢」(売上債権が回収までにかかる期間)を確認しましょう。

この売上債権年齢が徐々に伸びているようであれば、不良債権化が進んでいる可能性がありますので、注意が必要です。営業担当者による請求書の送付遅れや無理な条件で取引を行ってしまうことにより、売掛金の回収が遅れる場合もあります。どうしても、営業担当者の「受注が欲しい」という気持ちから先行すると、取引上の関係からあまり強い要請もできないといった側面もあると思います。このた

め、営業担当者に対しては、「回収なくして販売なし」「販売は回収を完了して終了するもの」という意識を徹底してもらう必要があります。

■支払い催促

支払いが遅れている場合には、必ず支払い督促を行い、いつ支払いをされるのか確認することが大切です。支払いの催促がないと、「まだ払わなくても大丈夫だ」と思われ、ますます払ってもらえないことにつながります。

確実に回収するためのルールを決めて実行していくことも大切です。・支払期限を○日過ぎたら、催促のメールを出す。・さらに○日過ぎたら電話で催促する。・○ヶ月経過した相手には内容証明を送付する。・その他少額訴訟など法的手段も把握し、ルールに盛り込んでおくなどが考えられます。

■売上の増加と運転資金

現金商売をしている会社は、売上が増加すれば、即入金となりますから資金繰りは楽になります。これが「現金商売は強い」といわれる理由です。

売上や利益はもちろん大切ですが、「手元にどれだけの現金(キャッシュ)が残るのか」も非常に重要です。売上アップの計画があるのであれば、それに合わせて資金繰りの計画も検討しましょう。



◆平成30年度税制改正大綱◆ 所得拡大促進税制の改組 賃上げ+設備投資で法人税軽減

平成30年度税制改正において注目される改正項目の一つが、所得拡大促進税制の改組による法人税の軽減です。度々、改正が行われている所得拡大促進税制ですが、平成30年度税制改正では、企業が収益を設備投資や人材育成投資に振り充て、持続的な賃上げを後押しする観点から、要件を厳しくした上で税額控除割合が拡大されることとなります。

■賃上げ・設備投資等を後押し

今回の改正で、大企業については、現行では平均給与等支給額が前年度比2%以上が要件でしたが、これを3%以上に引き上げた上、国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の90%以上という要件が加わり、これらの要件を満たせば、給与等支給増加額の15%が税額控除できる仕組みに変わります。

さらに、教育訓練費(人材投資)を一定以上増加させるなど、人材育成投資に積極的な企業に対しては、控除率が5%上乗せされ、20%の税

額控除が認められます(当期の法人税額の20%を上限)。

■中小は設備要件なしで適用

一方、中小企業については、大企業に比べ要件が緩く、平均給与等支給額が前年度比1.5%以上の要件のみ(設備投資要件なし)で、給与等支給増加額の15%の税額控除ができます。

さらに、教育訓練費の増加要件を満たせば、控除率が10%上乗せされ、最大25%の税額控除が認められます(当期の法人税額の20%を上限)。

■大企業向けペナルティ措置

なお、所得が増加しているにもかかわらず、賃上げや設備投資をほとんど行っていない大企業に対しては、研究開発税制その他一定の税額控除の適用はできないこととされます。

本稿は、平成30年度税制改正大綱を元にとめました。国会における法案審議の過程において、修正・削除・追加などが行われる可能性があることにご留意下さい。

4月の税務と労務

一 税 務

- ★ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者がいるときは4月16日までに関係の市町村長に要届出
- ★ き法は共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
申告期限…5月1日(道府県及び市町村)
- ★ 軽自動車税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- ★ 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- ★ 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…4月10日
- ★ 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…5月1日
- ★ 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月1日
- ★ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…5月1日
- ★ 8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…5月1日
- ★ 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月1日
- ★ 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税) 申告期限…5月1日
- ★ 固定資産課税台帳の縦覧期間
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいづれか遅い日以後の日までの期間
- ★ 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等

一 労 務

- ★ 健保・厚保の保険料の納付 納期限…5月1日

若手社員を教育する先輩社員には、さまざまな悩みが生まれてきます。「思ったようにいかない」「なかなか成長してくれない」「説明が伝わらない」など、悩みは深まるばかりです。上手いかわからないからこそ、教える側は悩み、苦しみ、考えます。「なぜだろう?」「どうすればよいのか?」。解決策を得るために上司のアドバイスを受けて、自分が新人社員だった頃を思い出したりします。若手社員を教える過程で壁にぶち当た

教える側の自立と成長

り、悩んでいるからこそ問題意識が明確になります。悩みがなければ、考えることも少ないでしょう。▼人に教える立場に立つということは、感覚的にいえば「自分の下に人がつく」ということです。入社数年目で今まで一番下つ端だった社員も、先輩がつくことで、自然と「自分も先輩になった」という自覚と責任感が生まれてきます。若手を教育することは、実は先輩社員の自立を促し、成長を加速させる効果もあるのです。